

## インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策に関する調査 主な提出意見（プロバイダ責任制限関係）

団体	ページ数
（権利者）	
・ 国際レコード産業連盟	1
・ 株式会社TBSテレビ	3
・ デジタルコミック協議会	3
・ 社団法人日本映画製作者連盟	4
・ 社団法人日本映像ソフト協会	4
・ 社団法人日本音楽著作権協会	6
・ 日本経済新聞社 法務室	7
・ 日本国際映画著作権協会	7
・ 社団法人日本民間放送連盟 コンテンツ問題特別部会	16
・ 社団法人日本レコード協会	16
・ ビジネス ソフトウェア アライアンス	17
（プロバイダー／メーカー）	
・ 社団法人テレコムサービス協会	18
・ 社団法人電気通信事業者協会	21
・ 社団法人電子情報技術産業協会 法務・知的財産権運営委員会	22
・ 社団法人日本インターネットプロバイダー協会	22
・ 社団法人日本ケーブルテレビ連盟	24
・ ヤフー株式会社	24
（その他）	
・ 一般社団法人インターネットユーザー協会	26
・ 日本知的財産協会 デジタルコンテンツ委員会	26
・ 日本弁理士会	27

## 権利者団体

### ○国際レコード産業連盟

#### 背景

本意見書はオンライン著作権侵害について、次の三点の重要施策を提言するものである。

- ① 侵害コンテンツを自らのサーバーに蔵置していない場合におけるインターネットサービスプロバイダ（ISP）の役割
- ② 発信者情報開示請求
- ③ 実損害額の立証が困難なオンライン侵害について、法定賠償による金銭的救済の保障（略）

#### (2) 権利侵害者の特定を容易にするための方策（発信者情報の開示）について

発信者情報の開示およびログの保存について明確なルールを設ける必要がある。

オンライン侵害行為者を提訴するために必要となる情報の保存を ISP に求めるルール及びこうした情報を迅速に得るための手続は、実効的な違法対策にとって重要である。多くのオンライン侵害の事例では、ユーザーの情報を得ることが困難であるため、権利者が深刻な侵害に対して迅速かつ効果的に対応することが難しくなっている。オンライン上で違法行為を行う人のほとんどは匿名または偽名で行っており、彼らが使っているファイル共有ネットワーク等のプラットフォームも、匿名使用に合わせて設計されている。権利者が権利行使をしようとしても、侵害に使われたコンピューターしか特定することができず、コンピューターとそれを使用した個人を結びつけることが出来ない。ISP のみが、侵害行為者を特定するために必要な情報を保持しており、権利者が現在進行中の侵害を防止して損害を回復するためには、迅速な方法で上記情報を得ることがきわめて重要となる。

日本では、2001年に制定されたプロバイダ責任制限法において、ユーザーを特定するために「有効な情報」を開示する手続が規定されている。しかしながら、実際にはこの手続は負荷が大きく、遅々としている。自発的に権利者に協力する ISP もあるが、裁判所命令が下された段階で初めて情報開示に応じる ISP も多い。情報開示命令を得るのはコスト・時間のかかることであり、不必要な遅延をしばしばもたらす。もしそれが自発的にユーザーの情報を提供する ISP だったとしても、情報開示を得るためには、権利者はその侵害が「明らかであるか」どうかを証明するという負荷に直面する。さらに、プロバイダ責任制限法は情報開示の時間制限を設けていないため、権利者は情報開示を長期間不当に待たなければならないことがしばしばある。例えば、近時の例では ISP への情報開示請求を行ってから、情報が開示されるまでに 6ヶ月かかったことがあると聞いている。

遅々として負荷のかかる現行の開示手続によって権利者が不利益を得ることのないよう、関連条文の改正を提言したい。ISP について、契約者データに関する明確な義務を設けることとし、関連データが少なくとも 1年以上は保存され、迅速なプロセスで開示されるよう規定するべきである。効果的かつ効率的な制度とするため、権利侵害の疑いが高い場合には発信者情報が権利者またはその代理人に開示されるとすべきであり、侵害事実に関する証拠調べの期間が長期化することのないよう措置すべきである。また、情報開示請求を受けてから、短期間で情報を開示する義務を ISP に課すことも重要である。

情報の保存と開示に関するあらゆるルールは、他のオンライン侵害対策を補強するように策定すべきである。日本が段階的措置のメカニズムを導入すれば、個々のユーザーによる侵害の多くのケースについて情報開示を受ける必要はなくなるだろう。しかしながら、権利者が効率的な方法で、該当ユーザーの情報を得ることができるということを明確にすることは重要である。なぜなら、例えば発売前のコンテンツが違法に頒布されるような深刻な侵害行為に関しては、警告の送付を待つことなく迅速に侵害を止めるために開示手続を用いることができるからである。また、権利者が損害賠償請求訴訟の提起を欲する場合にも、情報開示は不可欠である。

#### (7) その他

**ISPは、侵害コンテンツが自らのサーバーに蔵置されていない形態のオンライン侵害についても、侵害を防止するための対応が義務づけられるべきである。**

オンラインネットワーク技術の急速な進歩は、デジタルコンテンツの保護に大きな課題をもたらした。日本では他国と同様、権利者はオンライン上におけるコンテンツ保護が一層困難になっていく事態に直面しており、またオンライン侵害の急激な増加に苦しんでいる。P2P ネットワークや掲示板等を通じたパソコン・モバイル上のコンテンツ無許諾利用は新たな広がりを見せており、それは権利者に重大な損失をもたらすだけでなく、正規のオンラインマーケットの成長を阻害するものである。こうした新たな侵害形態が存在していなかった時代に作られた古い法制度では、効果的に対応できない。こうした状況変化に照らせば、ISP の提供サービスを用いた著作権侵害に対応すべく、ISP の役割に関する法的ルールの見直しが必要である。

日本のプロバイダ責任制限法は、侵害コンテンツを自らのサーバーに蔵置する ISP を主に想定しているが、例えば P2P 侵害のように、侵害コンテンツが ISP のサーバーに蔵置されておらず ISP 自らが削除することができない侵害形態については解決策を提示していない。同法は 2001 年に制定されたが、その当時は、侵害コンテンツが ISP のサーバーに蔵置されていない形態や、音楽産業が現在直面しているようなモバイル上の侵害は存在しなかった。同法の制定以降に発生している重大な変化を考慮し、ISP の役割に関する現行の法的枠組を補強するための新たな方策を導入すべきである。

P2P による侵害は、段階的措置によって効果的に対応することが可能である。段階的措置とは、ISP による警告送付に始まり、侵害をやめない者については一時的にアカウントを停止するなどの制裁を行うことをいう。このメカニズムは、日本におけるオンライン侵害について有効な抑止力になると考えられる。ある調査結果によると、大多数の侵害行為者は、今後制裁が与えられる旨の警告書を受領した後は侵害行為をやめるという。このようなシステムは、繰り返し行われる侵害行為に対処するためのバランスの取れた合理的措置である。また、司法手続に訴える必要もなくなり、権利者とユーザーの双方にとって、時間とコストの節約になると同時に、ユーザーは過去の侵害行為について損害賠償その他法的制裁を受けるといったことを避けることができるのである。また、何れの手続段階においても、ユーザーの身元情報を権利者に開示することは求められないため、プライバシーの懸念もない。アカウント停止措置は、複数回にわたる警告にも関わらず侵害を続ける悪質な侵害行為者に対してのみ適用される。このシステムの下で、ISP は、自らの利用契約約款において、契約者が著作権侵害を含む違法行為を行った場合はサービス提供を中止するという権利が留保される旨の標準的条項を設けることになる。また、ISP が繰り返し侵害を行う者を特定するためにも、権利者から送付された警告書を記録することを義務づける必要がある。

侵害コンテンツが自らのサーバーに蔵置されていない侵害形態に対するその他の方策も検討すべきである。例えば、コンテンツの無許諾頒布を未然に防ぐための、ネットワークレベルでの技術的対策の実施である。侵害コンテンツ著作物を判別するための効果的な技術は既に提供されており、オンライン侵害の撲滅に供することができる。

段階的措置の法制化の動きは、ISP に関する法制度を見直した各国におけるトレンドとなりつつある。フランスでは、段階的措置のシステムが 2009 年 10 月に施行され、運用に向けた準備が進められている。新法では、最長 1 年間のアカウント停止といった措置を伴う警告システムが制定された。また、イギリスでは、段階的措置についての法案が 2009 年 11 月に政府より発議された。同法案は、ISP に対して、権利者からの申立を受けた侵害行為者に警告し、これらのユーザーを記録することを義務づけている。アカウントの停止、サービスの制限といった繰り返し侵害を行う者に対する方策は、内務省によって ISP に義務づけられることになる。韓国では、オンライン侵害に対する段階的措置に関する行政手続の制定法案が 2009 年 4 月に成立し、文化体育観光部によって運用されている。制裁措置には、警告の発行、オンラインサービスのアカウント停止が含まれているほか、こうした行政命令に応じないオンラインサービス事業者に対する制裁措置も規定されている。段階的措置というアプローチは、台湾においても、ISP の責任に関する新規定で採用されたほか、ニュージーランドにおいても、2010 年初めに同様の法案が提出される見込みである。

## ○株式会社 TBS テレビ

### (1) 侵害コンテンツの迅速な削除を容易にする方策について

現状、国内及び欧米の大手動画サイトについては、メールによる削除申請の受付だけでなく、サイト側で用意した独自の申請ツールが提供されている等、それなりに迅速な削除が可能となっているが、いわゆるマイナーなサイトでは、従来通りのメールのみの申請しか受け付けておらず、削除対応も大手サイトと比較して時間がかかるといった問題がある。また、Youku や Tudou といった中国系の大手サイトの場合、特に削除ツールの提供が行われていないだけでなく、削除申請にあたっては、都度、中国国内法によるものなのか、正規の権利者である旨の厳格な証明を要求してきており、事実上、削除申請を行うこと自体が困難となっており、この点については政治レベルでの対応が必要と思われる。また、削除という観点に関していえば、権利者側の申請に基づき削除を行うだけでなく、そもそもサイト側での自主的な対応が行われてしかるべきと考えるが、この点については一部の大手サイトでは、ウォーターマーク等での自動判別といった技術的手段の導入が行われ初めてはいるものの、現状での対応は不十分であると言わざるを得ない。

### (2) 権利侵害者の特定を容易にするための方策（発信者情報の開示）について

発信者情報の開示に関しては、通常、サイト側への開示要請とプロバイダ側への開示要請という二段階での開示要請が必要になるが、個人情報保護との関係もあり、厳格な手続きが必要であったり、さらにはサイト自体が国外にある等、現実的には要請を行うこと自体、非常に困難であると言わざるを得ない。この点について、サイト側では通常、会員制度をとることにより、利用者の管理を行ってはいらぬ点を踏まえ、少なくとも国内のサイトに関しては、法的な規制により、本人確認を義務付けるといった対応が望ましいと考える。

## ○デジタルコミック協議会

当協議会 (<http://www.digital-comic.jp/index.php>) は出版社 37 社にて構成されており、デジタルコミック産業の健全な発展と、新時代における出版文化の創造に寄与することを目的としております。また、急速なデジタルコミック市場の拡大に伴い、著作権者の権利を保護しつつ、読者のニーズに応えられる体制作りや、倫理面、法制面における整備も目的としております。当協議会を代表して「インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策に関する調査」に関して、以下の通り意見申し上げます。

### (1) 侵害コンテンツの迅速な削除を容易にする方策について

国内のプロバイダにおいては、侵害コンテンツの削除について現在ある程度のスピードが確保されていると思われます。しかし、海外については必ずしもそうではなく、日本からのアクセスを禁止するだけで放置をするプロバイダなど悪質な業者が未だ多く存在します。これを一企業や一団体で是正することは難しく、政府として各国に働きかけを行い、インターネット上における侵害コンテンツの削除について全世界共通のガイドライン等を作るべきと考えます。

### (2) 権利侵害者の特定を容易にするための方策（発信者情報の開示）について

プロバイダ責任制限法の改正、もしくは最低でもプロバイダ業者に対する関係省庁からの通達・ガイドラインの提供など。この問題は権利者側での方策は存在しません。現在の条文では、明らかな著作権侵害状態であっても、著作権者の財産権より侵害者の個人情報優先を規定となっており、これがインターネット上の著作権侵害助長の一要因であることは間違いありません。著作権者が個人情報を手にするためには、発信者情報開示請求訴訟を行わなければならないのが現状です。これは著作権者に不当な負担を強いる制度であり、早急な改善が必要です。少なくとも

も信頼性確認団体からの照会には、本人の同意がなくとも、発信者の情報が開示できるようになるべきだと考えます。

## ○社団法人 日本映画製作者連盟

### (1) 侵害コンテンツの迅速な削除を容易にする方策について

① 権利者は、侵害コンテンツの削除を動画投稿サイト等に要請しているが、侵害コンテンツの数が膨大であることから、権利者側に大きなコストがかかっている。他方、動画投稿サイト等は、ユーザーによる動画投稿によって利益を得ているのであるから、権利者側からの削除要請がなくても、侵害コンテンツを発見・排除する合理的な措置を講じることが求められる。そこで、そのような合理的な措置をサイト運営者に明示的に義務づけるべきである。

② 中国における動画投稿サイトに日本のコンテンツが投稿されることは、極めて多い。中国の動画投稿サイトには、権利者が削除要請をしても対応しないところが少なからずある。そこで、政府間交渉において、中国の動画投稿サイトに対する厳しい指導を中国政府に求めていただきたい。

③ ②の政府間交渉を効果的に行うためにも、まず日本国内において①の義務づけを行う必要がある。

### (2) 権利侵害者の特定を容易にするための方策（発信者情報の開示）について

① 現在のプロバイダ責任制限法4条4項は、開示請求に応じないことにより開示請求者に生じた損害については軽過失の開示関係役務提供者を免責しているが、他方において、開示請求に応じたことにより生じた損害については軽過失の免責を認めていない。このため、開示関係役務提供者は、「非開示」に誘導され、被害者の保護が十分にはかかられていない。そこで、双方の場合（開示請求に応じない場合と応じた場合）における開示関係役務提供者の責任のバランスをとるため、開示請求に応じないことにより開示請求者に生じた損害についても、軽過失の免責を廃すべきである。

② 現在、開示請求を受けた開示関係役務提供者において、処理に日数がかかり過ぎている傾向がある。特に動画投稿サイト等への投稿者を特定するためには、動画投稿サイトからIPアドレス等の開示を受けた後、接続プロバイダに対する開示請求を行うという、2段階の開示請求が必要であるが、第1の段階で時間を要してしまうと、第2の段階では既にログが保存されておらず、権利者が開示を受けられないおそれが生じる。そこで、開示請求を受けた開示関係役務提供者における処理を一定期間内に行うものとし、かつ、一定期間以上のログの保存を義務づけることが必要である。

## ○社団法人日本映像ソフト協会

### (1) 侵害コンテンツの迅速な削除を容易にする方策について

侵害コンテンツの迅速な削除を容易にする方策を論じる前に、そもそも発信されたコンテンツを自動的に送信可能とするのではなく、それが侵害コンテンツかどうかを目視確認した後に送信可能とするようサイト運営者に義務付ける等、侵害コンテンツの送信を未然に防止する方策を取るよう要望いたします。かかる方策を取ったにもかかわらず、侵害コンテンツがアクセス可能になり権利者から削除要求があった場合、速やかに削除することをサービスプロバイダ及びサイト運営者に義務づけるとともに、削除したことによる法的責任を負わないよう要望いたします。

以下、理由を申し述べます。

## 1. アクセス可能とする前に目視確認する必要性

動画投稿サイト等、侵害コンテンツがアップロードされる蓋然性の高いサイトの運営者は、投稿者が侵害コンテンツをアップロードすることを予見しうるのですから、著作権者等の権利が侵害されることを未然に防ぐ方策を講じる等の結果回避義務を負うのが当然です。また、動画投稿サイトの運営者は私人ですから、投稿者が投稿するコンテンツを事前に目視確認して侵害コンテンツの疑いがあるものをアクセス可能にしないとしても、投稿者の表現の自由の侵害等の問題が生じる余地はありません。したがって、まず侵害コンテンツのアップロードを未然に防止する義務があることを明確にすべきであると考えます。

## 2. 速やかな削除の必要性について

インターネット上に侵害コンテンツがアップロードされた場合、瞬時にそのコンテンツが世界中どこからでもこれをダウンロードできる状況が生じます。しかも、一度侵害コンテンツがダウンロードされるとP2Pや動画投稿サイト等を通じてさらに多くの人々の手に侵害コンテンツが拡散されることとなります。それゆえ、著作権者に与える不利益は有体物である記録媒体を用いた侵害コンテンツによる被害とは桁違いの被害を著作権者等に与える結果となります。したがって、まず侵害コンテンツのアップロードを未然に防止すべきですし、そのための方策を取ったにもかかわらず侵害コンテンツへのアクセス可能な状態が生じた場合には、一刻も早く侵害コンテンツは削除される必要があります。

## 3. 速やかな削除による発信者の不利益の有無

他方、コンテンツの発信者にとっては、動画投稿サイト等の運営者が侵害コンテンツとして速やかな削除を行ったとしても、それにより被る不利益はさほど大きくはない実態にあります。なぜならば、多くの侵害コンテンツのダウンロードは無料であり、削除したとしても発信者に収入の減少等の不利益は生じません。仮に有料だとしても一旦削除されても後日再度発信することができるのですから、発信者は後日十分収入を確保する機会を得ることができます。したがって、侵害コンテンツだとして削除要求があった場合、まず速やかにこれを削除することをサービスプロバイダーやサイト運営者に義務付けても、発信者に回復不能な損害を与えることはないと考えられます。

## 4. わが国の現行法制について

ところが、わが国の「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（以下「プロバイダ責任制限法」といいます。）3条2項2号では、自己の権利が侵害された者が侵害情報等を示して送信防止措置を要求した場合、送信防止措置を取ること無く発信者に送信防止措置を講じることに同意するかどうかを照会し、一定期間内に送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申し出が無い場合に、送信防止措置による発信者に対する責任を負わないとしています。それゆえ、権利を侵害された者は、送信防止措置を要求した後発信者から送信防止措置に対する回答を待っている間、インターネット上の侵害コンテンツへのアクセスは増大するのですから、被害拡大の放置を強いられることとなります。そして、インターネット上での侵害の拡大は、前述したように有体物である記録媒体を用いた侵害コンテンツによる被害の比ではありません。

## 5. 米国の制度について

貴本部デジタル・ネット時代の知財制度専門調査会は、昨年11月、「デジタル・ネット時代の知財制度の在り方について（報告）」で米国を母国とする「フェアユース規定」をわが国に導入することを答申しています。米国では単に著作権を制限しているだけでなく、著作権者の正当な利益を保護するためのわが国には無い様々な制度を設けています。侵害コンテンツの迅速な削除を

容易にする方策もそのひとつです。米国著作権法 512 条(a)節(1)項(C)号は「第(3)項に掲げる侵害主張の通知を受けた場合に、侵害にあたりとされるまたは侵害行為の対象とされる素材を除去またはアクセスを解除すべく速やかに対応すること。」を著作権侵害責任の免責の条件のひとつとし、同条(g)節(1)項では、除去又はアクセス解除したことについて「何人に対しても責任を負わない。」旨を定めています。そして、発信者に除去又はアクセス解除を発信者に通知し、発信者から反対通知があった場合には削除又はアクセス解除したコンテンツを復活させることにしています（同条同節(2)項(C)号）。

## 6. 侵害コンテンツの送信防止措置の必要性と送信防止措置による被害との利益衡量

米国の制度は、まず送信防止措置を取ることとし送信防止措置による発信者の損害についてプロバイダの責任を制限していますから、インターネット上の侵害コンテンツによる被害拡大をまず防止することを重視しているといえます。他方、わが国の制度は、送信防止措置への発信者の意思を確認することとし侵害コンテンツによる被害拡大に対するプロバイダの責任を制限していますから、侵害コンテンツによる被害者保護より、発信者の利益を優先しています。そのいずれが妥当かは、侵害コンテンツによる被害拡大と送信防止措置による発信者の損害とを比較考量し、いずれを優先するのが妥当かということにはほかなりません。そして、侵害コンテンツの放置は、単にそのサイトから惹起される被害に留まらず、世界中のサイトに侵害コンテンツが拡散し回復不能な被害を惹き起こす結果となります。他方、侵害コンテンツの大半が無料でコンテンツを提供している状況を鑑みると、送信防止措置が講じられた結果惹き起こされる発信者の被害は極めて軽微です。侵害コンテンツの送信防止の緊急性を考えるならば、送信防止措置の要求があった場合にはまず送信防止措置を講じた後、発信者に通知する制度の方が実態に則した制度であると考えます。

### (2) 権利侵害者の特定を容易にするための方策（発信者情報の開示）について

発信者情報開示の目的は、侵害コンテンツ発信者に対する権利者の権利行使を容易に行いうるようになるためであると思います。そうであるならば、侵害コンテンツの発信者を特定するに足る情報をプロバイダやサイト運営者が保有する必要があります。したがって、フリーメールのアドレス等の発信者を特定するために不十分な情報を申告させるに留まるのではなく、発信者を特定するに足る情報をあらかじめ申告させる等の方策が必要です。したがって、発信者を特定するに足る情報の保有をプロバイダやサイト運営者に義務づけるべきと考えます。

## ○社団法人 日本音楽著作権協会

### (1) 侵害コンテンツの迅速な削除を容易にする方策について

考えられる改善策等

- 1 フランスにおけるスリー・ストライク法と同様の制度の立法化
- 2 電子掲示板サービス等で、侵害コンテンツが大量に掲載されたスレッドを放置するプロバイダ等の責任の制度上の明確化

協会は、プロバイダ責任制限法著作権関係ガイドライン（以下「著作権関係ガイドライン」という。）が実施された平成14年以降、インターネット・サービス・プロバイダ等に対し侵害コンテンツの削除要請を行ってきており、これまでに39万件の違法ファイルが削除（平成21年11月30日現在）されています。さらに、従前から刑事告訴を含む多数の法的措置を講じているにもかかわらず、侵害コンテンツの数は増える一方であり、侵害行為も後を絶ちません。

1について 先般フランスで成立したいわゆるスリー・ストライク法を我が国でも法制度化することは、大きな意義があることと考えられ、そのための検討を早急に開始すべきです。

2について 1とあわせ、近年侵害コンテンツの温床となっている、いわゆる電子掲示板サービス

等を利用し、大量に侵害コンテンツを掲載しているスレッドについて、一部のファイルの侵害事実を特定するだけで、それらのファイルを含むスレッド単位に削除されるよう制度面での改善がなされれば、侵害コンテンツの削除は大幅に効率化されます。一部のプロバイダ等には既に前述のような削除に自主的に応じているものもいることから、侵害コンテンツのより一層迅速な削除のために、こうしたスレッドを放置しているプロバイダ等の責任を制度上明確にすべきです。

## (2) 権利侵害者の特定を容易にするための方策（発信者情報の開示）について

考えられる改善策等 制度の見直しによる迅速な発信者情報開示の実現

プロバイダ責任制限法は、4条2項において、「開示関係役務提供者は、(中略) 開示の請求を受けたときは(中略) 開示するかどうかについて当該発信者の意見を聴かなければならない」としています。しかしながら、意見聴取を受けた発信者は通常開示を拒絶するため、法律に基づく発信者情報の開示は行われることがないのが実情です。このため権利者は、侵害コンテンツの削除までは行えたとしても、侵害を行った発信者を特定することができず、それまでの間の損害賠償を請求することができません。一方、発信者のプライバシーや表現の自由等に一定の配慮が必要なことも理解はできますが、違法行為を行っていることが明らかであれば、当該違法行為を行う発信者の情報は速やかに開示されるべきです。侵害を行った発信者の速やかな開示を受け、損害賠償請求を行うことは、エンフォースメントを実効性あるものにするだけでなく、侵害行為の発生防止にも大きな効果が期待できます。したがって、違法行為を行っていることが明らかである場合には、発信者情報開示手続きが迅速かつ円滑に行われるよう、制度を見直すべきです。

### ○日本経済新聞社 法務室

#### (1) 侵害コンテンツの迅速な削除を容易にする方策について

インターネットサービスプロバイダーやブログなどの運営主体が著作権者などから削除要求があった時に、著作権侵害かどうかを調査し速やかに当該コンテンツを削除することが可能な公的なスキームを構築する。

#### (2) 権利侵害者の特定を容易にするための方策（発信者情報の開示）について

プライバシーに配慮しつつも、著作権侵害があった時に発信者情報を開示することで、損害賠償請求など法的な措置が取ることができる環境を構築する。

### ○日本国際映画著作権協会

知的財産戦略推進事務局のインターネット上の著作権侵害コンテンツ対策に関して、以下の意見を提出いたします。

#### 1. 序論

1.1 インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策に関する調査として、下記の事項について、内閣官房知的財産戦略推進事務局より意見をお求めいただいたことについて、たいへん光栄に存じると共に、感謝するものである。

- (1) 侵害コンテンツの迅速な削除を容易にする方策について
- (2) 権利侵害者の特定を容易にするための方策（発信者情報の開示）について
- (3) アクセスコントロールの不正な回避を防止するための方策について
- (4) 損害賠償額の算定を容易にするための方策について
- (5) 侵害コンテンツへユーザーを誘導するリンクサイトについて
- (6) 効果的な啓発活動について
- (7) その他、



- 1.2 MPA は、下記の劇場映画・ホームビデオ・テレビ番組の国際的大手制作会社および配給会社の利害関係を代表している。
- (1) Paramount Pictures Corporation
  - (2) Sony Pictures Releasing International
  - (3) Twentieth Century Fox International Corporation
  - (4) Universal International Films
  - (5) Walt Disney Studios
  - (6) Warner Bros Pictures International
- 1.3 日本が世界最大で、もっとも進んだブロードバンド・インターネット市場の一つであることについては議論の余地はなく、インターネット接続の速度と廉価で世界をリードしている。日本政府はまた、日本の発展を今後助けていく強力な知的財産方針の必要性についての認識という点でも、優れた先見の明を示している。
- 「21世紀において、我が国が豊かな国であり続け、諸外国から信頼される・・・価値ある情報の創造・保護・活用を通じ・・・発明・創作を尊重し、無形資産の創造に重点を置く・・・」<sup>1</sup>
- 1.4 しかしながら、低廉で高速のインターネット接続が可能になったことによって、著作権侵害の問題も出現している。日本インターネットプロバイダー協会・電気通信事業者協会・テレコムサービス協会・日本ケーブルテレビ連盟の2008年5月の調査によると、P2Pファイル共有者はブロードバンドユーザーのわずか10%であるのに対して、ブロードバンドのインターネットトラフィックの実に60～90%を占めている<sup>2</sup>。この調査を通して、日本におけるブロードバンドサービスの質を今後維持し、インターネット利用の増加をよりうまく管理していくために、現在何らかの措置を講じなくてはならないことがわかる。
- 1.5 日本は現在、技術面で世界をリードしており、今後高品質で低廉なインターネット・サービスを展開し、デジタルアプリケーションの安定性・信頼性のあるプラットフォームを創造して、デジタル時代における経済成長の主要牽引役として、e サービスおよびコンテンツを届ける上で、モデル的な重要な役割を担っている。
- 1.6 内閣官房知的財産戦略推進事務局による今回のインターネット上の著作権侵害対策に対する意見募集はたいへんタイムリーであり、知的財産保護のために最前線で戦おうとする日本政府のコミットメントを改めて確認させていただいた。折から、著作権侵害との戦いにおいて、インターネット・サービス・プロバイダー（以下 ISP）の果たす役割が大きくなりつつあり、創作者・企業・消費者などすべてのステークホルダーの利害を守る適切な方針が創造産業および知識経済の成長を促進することを、世界の各国政府が認識し始めたところである。フランスと英国が、知的財産権保護のリーダー的役割を欧州で示しているが、日本の創造産業および日本経済全体の規模と重要性ゆえに、日本は、アジアにおける知的財産権保護のリーダー的役割を維持していくよう努めるべきであろう。
- 1.7 MPA では、この機会を借りて、インターネット上の著作権侵害問題に対処するために、特に下記の点で、著作権法の改正・明確化についてご検討いただけるよう、日本政府にお願いしたいと思っている。
- (1) 段階的対応法の施行。
  - (2) それ以外の方法によるISPの協力。
  - (3) ISPによる即時の侵害コンテンツの削除を可能にさせ、同時に返答通知手続きを行うこと。
  - (4) 侵害コンテンツにユーザーを誘導するリンクサイトの法的責任を明確にするこ

<sup>1</sup> 知的財産戦略本部「2006年知的財産戦略計画」  
[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/keikaku2006\\_e.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/keikaku2006_e.pdf)

<sup>2</sup> 「帯域制御の運用基準に関するガイドライン」平成20年5月調査  
<http://www.jaipa.or.jp/other/bandwidth/guidelines.pdf>

- と。
- (5) 日本の法律で著作権侵害に対する法定損害賠償を認めること。

## 2. 段階的対応

- 2.1 MPA ではまた、日本政府に対して、「段階的対応プログラム」を実施することによって、今や国際的な潮流となりつつある P2P 著作権侵害対策に取り組み、アジアでのリーダーシップを発揮していただきたいと思っている。
- 2.2 このような段階的対応プログラムは、啓発的かつ法廷を介さない手段に基づいており、ISP の顧客による無断あるいは違法の行為が発覚した場合、それに対して著作権者および ISP が協力して対処することを前提としている。この過程を通して、エンドユーザーは教育を受け、同時に二度と違法ファイル共有を行わないようになる。段階的対応は、インターネット上での著作権侵害に対する良識的な対処法であり、長期的には、創造的なアイデアを保護し、創造産業の経済成長を支えていくと私どもは思っている。また、段階的対応は、公正で合理的な結果をもたらし、裁判を回避して、ISP とインターネットユーザーの責任を考慮に入れつつ、創造産業を保護する必要性とのバランスを図ったものでもある。
- 2.3 他国における MPA の経験から、段階的対応プログラムの主要点として効果的と思われる特徴を下記に掲げる。

### (1) 違法行為の識別および通知発行にかかる費用の分担

著作権者にとっては、合法的な著作物の購入が増え、ISP にとっては帯域コストを削減することができるため、著作権者と ISP の双方に段階的対応プログラムは利益をもたらすとの認識に基づき、著作権者と ISP は段階的対応プログラムの実施コストを分担する。

著作権侵害通知の受領および契約者への通知転送という手続きも自動化できることから、ISP の業務にはあまり負担が掛からないと思われる。

例として、MPA では実際に、侵害者と侵害事実の確認といった手続きや通知および証拠データの通信について、一連の確固とした基準を開発・テスト・発表しているところであり、P2P 検知などのサービスを提供するソフト開発会社がこうした基準をきちんと守らなくてはならないようにするつもりである。MPA はまた、P2P ネットワークのスキャン・侵害の確認・ISP への通知・配信・データ管理、そして報告業務に伴う費用を負担しており、ISP にかかる費用は、契約者への通知の転送コストだけとなっていて、それは帯域コストの節減で補ってあまりあるであろう。

### (2) 返答通知手続き

コンテンツ認識技術(以下 CRT)は、信頼性が高いことがすでにわかっているが、自動作成された通知およびそれを裏付ける証拠一式が完璧に信頼できるものであることを確実にするためには、技術水準と最適な施行を確立する必要がある。

段階的対応プログラムが教育・啓発面で最大の効果をあげるためにはまた、ホームページや直接的なサポートインフラストラクチャーのような、容易にアクセス可能なユーザーサポートを準備しなければならない。こうした手段を通して、なぜ通知を受け取ったのか、P2P ネットワークの意図しない違法利用をどうしたら避けられるかを説明し、通知を受け取る前、又は受け取ったときに、ユーザーをコンテンツの合法的なダウンロード元のほうに誘導することができる。

また、段階的対応プログラムにおいて、ISP からの通知に対して、受領者の異議申し立てを可能にすべきである。

### (3) 制裁措置

段階的対応プログラムは主として、著作権侵害「常習者」を対象としたものである。インターネットユーザーの大部分はファイルの違法共有にふけるようなことはないの、そうした人たちにとって、段階的対応プログラムは、まったく影響を及ぼさないか、微々たる影響しかないだろう。また、段階的対応プログラムが実施された場合、ほとんどのユーザーは、なんらかの形の制裁措置を必要とする前に、その行為を改めると思われる。英国で行われた調査によると、ISPから一度でも連絡を受けたら、侵害行為を止めると70%以上のインターネットユーザーが答えている。<sup>3</sup>だからこそ、最初の警告が役に立つわけである。

しかし、常習者の違法行為を改めさせるには、なんらかの形での意味のある、効果的で抑止的な制裁措置、あるいは少なくともそのような制裁措置を受けるおそれといったものが必要とされる。こういう人たちには、単なる警告はあまりも効果を持たない。上記の調査の2009年の追跡レポートでは、ISPから通知を受け取った人のうち、制裁措置の心配がなければ、コンテンツの侵害行為を止めると答えたのがわずか33%であるのに対して、インターネット接続の切断など、もしなんらかの制裁措置に対する警告が手紙に含まれていたら侵害行為を止めると80%が答えている。また、同調査から、インターネット上のエンターテインメントコンテンツの規制にISPが協力すれば、著作権侵害は減り、ISPの平均顧客単価は70%上昇して、月34ポンドになるだろうという結果が出ている。<sup>4</sup>

あるISP契約者が著作権を侵害しているという通知を受けた場合、そのISPが初期段階で取ることのできる行動としては、啓発メールをアカウントの持ち主に送り、その人のある特定の行為が違法行為であるとみなされた為に通知が送られたのだということをお知らせ、同じことを合法的に行うためにはどうしたらいいのかわかを教え、もし同じことを繰り返したらどのような罰を受けるかを知らせることが挙げられる。このような最初の通知によって、ほとんどの消費者が二度と侵害行為を繰り返さないということが調査からわかっている。<sup>5</sup>

「段階的」対応と言うことから、第2の通達の時点では、まだ教育的な色合いを保たなくてはならないが、なんらかの形の警告や制限的制裁措置のようなものを含むべきである。その後、第3、第4と通知の数が進むにつれ、抑止の度合いも増し、著作権侵害常習者は最終的に、一部あるいはすべてのサービスの長期的な停止あるいは終了というような、何らかの形でサービスの制限をされることになる。

Walled garden (囲い込み) のようなブラウザ・リダイレクション機能を利用して、通知の受領確認やサービスの全面再開といったユーザーサイドでの対応が必要になるユーザーに通知を送信するというのも役に立つかもしれない。これによって、契約者は、自分がインターネット接続を誤用していることをはっきりと認識することになる。「囲い込み」はまた、一定の期間にサービスへのアクセスを限定するのにも役に立つが、その一方で、契約者は電話やメールなどの他の手段を使って、ISPの問い合わせ窓口連絡し、サービスの全面再開を求めることもできる。

ISPは、希望すれば、異なった制裁措置施行期間を選ぶことができる。ISPはま

<sup>3</sup> ウィギンズLLPの委託によるEntertainment Media Research社調査“2008 Digital Entertainment Survey”  
[http://www.wiggin.co.uk/upldfiles/Digital%20Entertainment%20Survey%202008\\_Full%20Report.pdf](http://www.wiggin.co.uk/upldfiles/Digital%20Entertainment%20Survey%202008_Full%20Report.pdf)

<sup>4</sup> Entertainment Media Research社”2009 Digital Entertainment Survey”

<http://digitalentertainmentsurvey.com/>

<sup>5</sup> 同上“2008 Digital Entertainment Survey”

た、リダイレクトしたページから指導ページを立ち上げて、インターネットセキュリティ・安全性・著作権侵害に対する消費者啓発を行うことも可能だろう。また、リダイレクト先のページから、ユーザーは、当該 ISP の、あるいは第三者の提供する当該コンテンツの合法的なダウンロード元にアクセスすることができる。こうした対策を支える技術は、ISP のネットワーク上ですでに広く使われているものである。

#### (4) プライバシーに対する懸念

CRT は独自に（また人為的介入なしに）、いつどこでインターネット上の著作権侵害が行われているかを判断し、サービスユーザーによるこうした違法行為に対してその ISP の注意を喚起することができる。このような情報は誰でも手に入れることができ、証明性の高い侵害の証拠を含んではいるものの、個人の名前を割り出すところまでには及んでおらず、IP アドレスにとどまっている。

段階的対応プログラムが重要な目標としていることの一つには、インターネット上で違法のファイル共有をしていると、ファイル共有者まで割り出すことができるということを理解されるようにする、ということが含まれている。インターネット上でユーザーは匿名なのではなく、不法行為をインターネット上で行っていると、その責任を問われることがあり、実際に罪に問われる人も少なくない。自分が不法行為を行っていても他の人にわからないわけではない、ということがわかれば、ほとんどの消費者はその行為を改めるだろう。

- 2.4 要するに、段階的対応プログラムは、著作権侵害物をダウンロードしているユーザーを啓発し、合法的な手段に誘導することを目的としている。段階ごとに厳しくなる制裁措置は、侵害常習犯のために用いられるが、行為を改めることと、より罪の重い者に対しては、もっと強力な手段を用いて、ISP から罰を受けたり、（最終的には）重大な法的措置が取られるかもしれないというリスクを冒すよりは、侵害行為を止めたほうがいと説得することのほうに重点が置かれている。
- 2.5 しかしながら、段階的対応プログラムの実施には、政府の協力が必要であり、技術面だけに頼ることは不可能である。こうした計画が実施される土台として、しっかりとした法的制度が整備されていることも必要である。
- 2.6 この点での英国政府の取組みは推奨に値するだろう。英国文化省が 2009 年 6 月に発表した「デジタル・ブリテン」レポート<sup>6</sup>には、政府、権利者、ユーザーなどすべてのステークホルダーが役割を担う必要性に対する意識の強さが表れている。
- 2.7 このレポートの中では、違法の P2P ファイル共有が、合法的なデジタルメディア事業が軌道に乗るのを妨げていることが認識されており、それゆえに英国政府は違法ファイル共有を 70～80%減らそうとしている。それと同時に、これは権利者だけで成し遂げられることではないことも認めている。
- 2.8 英国文化省はそれゆえに、インターネット上の著作権侵害に対して民間主導による対策を業界関係者が作成するよう促進する一方、政府もこうした市場モデルを支援し、消費者がコンテンツを違法なソースからではなく、合法的なソースからダウンロードするよう、法律制定をすることを推奨している。
- 2.9 著作権侵害が自己のネットワーク上で行われていることに気がついていながら、それを阻止するような行動を取らない場合、ISP はその責任を問われることがある。新しい法律の制定と業界によって開発された詳細な行動規範が、こうした義務を支えることになる。
- 2.10 英国政府はまた、通信業界の監督機関であるオフコムにさまざまな権限を付与し、もし業界がそのような規範を開発できない場合には、オフコムがそのような規範を課すこと

<sup>6</sup> 下記の URL で特に第 4 章を参照されたい。

[http://www.culture.gov.uk/images/publications/chpt4\\_digitalbritain-finalreport-jun09.pdf](http://www.culture.gov.uk/images/publications/chpt4_digitalbritain-finalreport-jun09.pdf)

ができるようにする。また、さまざまな技術的対策を適用することによって、インターネット上の著作権侵害を削減、あるいは阻止することを目的とした追加条件をオフコムが ISP に課すことができるようにする。さらに、商業的契約の開発をより確実なものにし、法律の中で、こうした追加的対策の内容について具体的に挙げる。そうした対策としては、サイト・IP アドレス・URL の閉鎖や剥奪、プロトコルの遮断、ポートの遮断、帯域制限（契約者のインターネット接続速度の制限、さらに、あるいは、ある特定のプロトコルまたはサービスに対してのデータ量の制限）、コンテンツ識別およびフィルタリングのいずれか、あるいはこうした対処の組み合わせが挙げられる。

2. 11 日本以外のアジアでは、台湾と韓国とが 2009 年に段階的対応プログラムを実施する法律をすでに制定している。
2. 12 著作権侵害常習者に対するスリーストライク制と、著作権侵害対策としてコンテンツ識別技術の利用に関する規則との両方に取り込んだ点で、台湾の法律は革新的である。侵害通知を契約者が無視した場合には、アカウントの全部あるいは一部が閉鎖されることを ISP はその契約者に通知しなくてはならない。アカウント閉鎖の要求に従わなかった場合には、その ISP は契約者の侵害行為に対する二次責任を免れるセーフハーバールールの適用を受けることができなくなる。
2. 13 韓国でも同様に、著作権法の改正によって、これまでの懸念の大部分に当局が対処することができるようになった。
  - (1) プロバイダからの警告にもかかわらず、違法のコピーおよびその送信を繰り返す行為者に対しては、そのアカウントを停止あるいは閉鎖することによって、違法コピーの流通を阻止する。
  - (2) 違法コピーが繰り返し掲示板にアップロードされた場合、プロバイダにその掲示板の閉鎖を要求する。
2. 14 削除または送信停止命令にも関わらず、違法コピーおよびその送信を繰り返すユーザーに対して、アカウントの停止または閉鎖をプロバイダに命令する権限も、法改正によって文化体育観光相に与えられることになった。また、文化体育観光相は、違法コピーが繰り返しアップロードされている掲示板の閉鎖をプロバイダに命じることにもできる。

### 3. それ以外の形での ISP の協力

3. 1 段階的対応に加え、またはこれに関連して、政府は ISP に対し、利用できる技術を使って、不法なファイル共有による過度の帯域使用を制限するよう、働きかけるべきであろう。
3. 2 今や、ISP は侵害インターネットトラフィックを特定する多くのツールを有しており、実際、ネットワークテクノロジーソフト開発会社はそうしたソリューションを ISP に提供して、データ通信速度の向上に貢献している例もよく見られる。また、侵害コンテンツを正確に特定することのできるコンテンツ識別技術もある。
3. 3 そうしたツールを利用して、ISP が自己のネットワーク上で行われている侵害行為を抑制するよう、ISP に働きかけるべきであろう。
3. 4 実際、多くのISPがP2P利用拡大による帯域幅消費増大問題を認識するようになってきており、ネットワークの過密化を防ぎ、そのようなツールによってネットワーク許容量を増加させることを目的とした業界の自主的なガイドライン、「帯域制御の運用基準に関するガイドライン」(以下ガイドライン)<sup>7</sup>を設定している。
3. 5 業界がプロトコルを開発する上で、合法的な事業を遂行するための行為として帯域制御が法的に正当化されるものと判断されることを前提に、ガイドラインは、ISP の間で最大懸念となっている、国内法の違反について扱うことを目的としている。
3. 6 しかしながら、日本の ISP が帯域制御を完全採用できるかどうかに関して、そこには法的な不確実性があることをガイドラインは認めている。ガイドラインの中で触れられている疑問には、下記のようなものがある。

---

<sup>7</sup> 「帯域制御の運用基準に関するガイドライン」平成 20 年 5 月  
<http://www.jaipa.or.jp/other/bandwidth/guidelines.pdf>

(1) 通信の秘密

ガイドラインの中では、当該関係者から同意が得られた場合にせよ、そうでない場合にせよ、法的に正当と認められる理由がある場合、またあるユーザーの P2P ファイル共有が他のアプリケーションの通信に支障を生じている、または、通信の質を損ねている蓋然性が極めて高い場合には、トラフィックの人為的な識別作業なしに、帯域制御を実施することは許されるとしている。

(2) 利用の公平

ガイドラインの中では、特定のヘビーユーザーが過度にネットワーク帯域を占有し、それによって一般ユーザーの利用に支障が生じている、あるいはその蓋然性が極めて高い場合は、帯域制御装置を使って、ISP 等がそのようなヘビーユーザーの発着信するトラフィックを制限することは、かかる状況が客観的データによって担保されており、かつ、契約約款等に基づいて他の一般ユーザーと同等のレベルまで制御し、そのほかの非差別条件が満たされている限りにおいては、不当な差別的取扱いに通常該当するとは見なされないという見解が示されている。

- 3.7 違法のファイル共有による過度の帯域消費を規制することができる技術があることを日本の ISP がすでに認識していることは明らかであるが、たとえば、個人契約者などの特定対象とする分野でのトラフィック管理を ISP が採用できるよう法改正をするなどして、ガイドラインを採用する上での法的不確実性に対処する必要がある。そうすることによって、ガイドラインに対する ISP の信頼は高まるだろう。

#### 4. 通知と削除措置

- 4.1 プロバイダ責任制限法の第 3 条 1 項および第 3 条 2 項により、ISP は侵害コンテンツの著作権者および契約者の双方への賠償責任を免れることができる。この 2 つの条項は、著作権侵害だけでなく違法コンテンツ一般に該当する。

- 4.2 違法コンテンツによって被害を受けた者から責任を免れるためには、ISP は下記のいずれかを証明しなければならない。

- (1) コンテンツの流通によって、他人の権利が侵害されるであろうことに ISP は気がつかなかった。
- (2) 流通によって他人の権利が侵害されていることを当該 ISP が知ることができたと認めるに足りる相当の理由はなかった。
- (3) 当該 ISP は当該侵害情報の発信者ではなかった。

- 4.3 契約者への責任を免除されるためには、ISP は下記の 2 つのいずれかの場合において、契約者の違法コンテンツを削除しなければならない。

- (1) コンテンツの流通によって他人の権利が不当に侵害されると ISP が思う十分な相当の理由があったとき。
- (2) ISP が
  - (ア) 侵害された者から当該コンテンツの侵害に対する通知を受け取り、
  - (イ) その通知を当該ユーザーに転送し、
  - (ウ) 7 日を経過しても、当該ユーザーから当該コンテンツが違法ではない理由についての説明を受領しなかったとき。

- 4.4 ISP および著作権者を代表する主要協会では「自主的ガイドライン」を作成しており、それによれば、著作権者あるいは指定機関からの特別な申出があった場合には、ISP は、上記の 7 日間を待たずに、申出のあったファイルあるいは当該ユーザーの行為を即座に削除することができる。

- 4.5 これは法的な効力を持たず、ISP はユーザーの言論の自由を侵す責任を問われることから、ISP のリスクとなっている。

- 4.6 MPA としては、法律を見直すことによって、ISP が 7 日間の経過を待たずに、著作権者あるいはその公認代理人から所定の用紙による通知を受領し次第、ISP が侵害コンテンツを即座に削除できるよう、また削除しなくてはならないようにしていただきたい。当該契約者に対して返答を提出する権利を認めることで、この場合でも、契約者の利害関係を守ることは可能であろう。7 日間待ってから ISP が著作権侵害通知に対応するという

現在の規定は、著作権者の利害関係を守る上で不十分である。この期間中に、何百万もの無断のコピーが出回ったり、一般上映が行われたりして、著作権者にとって多大な被害が及ぶことがある。

- 4.7 米国のデジタルミレニウム著作権法（DMCA）やシンガポールおよびオーストラリアの著作権法に見られるように、侵害者からの弁明提出の権利を認めるとともに、即座の削除措置を許可する国はすでに何カ国もある。

## 5. 侵害コンテンツにユーザーを誘導するリンクサイト

- 5.1 P2P のインデックスサイトは、著作権者の許可を得ないコンテンツへのアクセスを容易にすることで、インターネット上の著作権侵害に一役買っている。このようなインデックスサイトでは、特に P2P ネットワーク上で手に入れられる無許可のコンテンツをソート・整理・編集するユーザーフレンドリーなアプリケーションが使われている。
- 5.2 P2P のインデックスサイトは情報のみを扱っており、著作物のコピーを含んでいないので、このような一覧は著作物の複製ということには当たらない。
- 5.3 また、このようなサイトは著作物を流通・配信の用に供しているものでもない。
- 5.4 著作権法は、民法の不法行為規定などのその他の法的原理に則って、そのようなサイトの責任範囲を明示的に拡大することにより、このような抜け穴を克服できるように改正されるべきである。
- （1）たとえば、民法 709 条では、故意あるいは過失によって第三者の権利あるいは利益を侵害する行為は不法行為であると見なされ、不法行為者はその損害に対する法的責任があると規定している。
- 5.5 P2P インデックスサイトは違法行為の幫助に役立っている、あるいは必要となっていることを、他者によってきちんと認識されるべきであり、DVD の違法コピーをホストしているサイトが禁止されているのと同様に、ある一定の状況下において、ISP も P2P インデックスサイトをホストしていることに対して責任を負うべきである。

## 6. 著作権侵害に対する法定損害賠償

- 6.1 現在、日本では、著作権侵害訴訟に対して法的損害は認められていない。その結果、日本での損害賠償の裁定は、一般的に賠償の原理に基づいており、たとえば、ロイヤルティ収入の損失をもとに算定される。
- 6.2 著作物の違法コピー一つ一つに伴う損失は通常小額であることから、権利者にとって意味のある法的救済がない。極端な例を言えば、故意に著作権を侵害し、もし著作権侵害の罪に問われた場合には、ただ賠償金を払えばいいと開き直るような被告を相手に著作権者は戦わなければならないわけである。
- 6.3 実際、私的利用のためのコピーの例外もあり、著作権者にとっては、著作権侵害を犯す個人に対して、ほとんど、あるいはまったく実質的な法的救済がない。
- 6.4 このような理由から、米国では、著作権侵害に対し法的損害が認められており<sup>8</sup>、法定損害賠償額は、裁判所の裁量次第で、一作品あたり 750 ドルから 30,000 ドルに渡り、故意の侵害に対する損害額はより大きくなる。著作権侵害に対する法的損害は、シンガポールなど、その他の地域においても認められている。
- 6.5 その違いは著しく、米国での日本経済新聞社対コムライン・ビジネスデータ社（米国・166 F.3d 65（第 2 巡回区 1999 年））および日本での日本経済新聞社対コムライン・インターナショナル社（東京地方裁判所・1994 年 2 月 18 日）という日米で平行して裁判の行われた例にもよく表れている。
- 6.6 原告はどちらの訴訟でも日本経済新聞社であり、被告は新聞記事の抄録を英語で作成し、それを販売する事業に従事していた。東京地方裁判所は、11 の記事において著作権侵害を認め、侵害記事 1 つあたり 900 円と算定し、合計 9,900 円の損害賠償金が裁定された。
- 6.7 同被告が米国で同様の事業を再開したとき、原告は米国で訴訟を起こしたが、侵害記事 1 つあたり 10,000 ドルの法定損害賠償金の裁定がなされ、合計 20 の記事に対する法定

<sup>8</sup> 米国著作権法 504 条(c)(2)を参照

損害賠償金 200,000 ドルに加え、弁護士報酬としてさらに 200,000 ドルが加算されることになった。

- 6.8 双方の判例に見られる違いは非常に明確であるが、それより重要なことは、日本での裁定においては、賠償金が原告にとって実質的な法的救済を確立したとは、ほとんどいえないという点である。
- 6.9 それゆえに、法的損害制度を確立すれば、権利者にとってもっと意味のある法的救済となるような賠償金の裁定を日本の裁判所がすることができるようになり、同時に、今後法的なリスクを冒して著作権侵害行為を行おうという人たちの抑制にもなるだろう。
- 6.10 法定損害賠償金の額を決める際、考慮しなければならない要因としては、侵害行為が商業的性質によるものかそうでないか、その侵害行為の社会的影響、被告の行為に悪意があったかどうか、侵害によって原告の被った、または被るであろう損失、侵害によって被告に発生したと見られる利益、訴訟前および訴訟中の原告・被告双方の行い、同様の侵害行為を抑制する必要性など、侵害行為の性質と目的が挙げられる。
- 6.11 これに関連して、純粋に賠償原理に基づいて算定された通常の賠償金に加えて、「追加賠償金」の算定をする権限を裁判所に与えるということも考えられる。これによって、たとえば、その侵害行為が重大な社会的影響を及ぼした場合や、その侵害行為やその他のために被告が利益を得たと思われる場合など、被告の行いあるいは侵害の状況を考慮に入れるべき訴訟において、裁判所が賠償金の加算裁定を下すことができる。
- 6.12 また、著作権侵害に対する追加賠償金の考えは珍しいものではなく、米国やオーストラリア、シンガポールなどでも認められている。

## 7. 結論

- 7.1 最後にまとめると、MPA としては、日本政府に下記の問題についてご検討いただきたいと考えている。
- (1) 一連の確固たる基準および証拠の識別・確認・通信作業の最適な実行を盛り込んだ総合的な段階的対応プログラムを実施することによって、信頼の置ける、持続可能な運営モデルが容易になるであろう。段階的対応プログラムによって、契約者に対して「穏健な」対応ができ、合法的なサービスを利用するよう契約者を教育することで、著作権者にとっては、すべての場合に裁判に持ち込むだけでなく、それ以外の選択肢ができる。
  - (2) ISP が最新のネットワーク管理ツールを使って、違法なインターネット利用を管理することに対して現在足かせとなっている法律を明確化することで、ISP に対して侵害対策への参加を促すこと。
  - (3) ISP による著作権侵害物の即座の削除を可能にする一方、侵害者に返答提出の権利を認めてバランスを取り、通知・削除規定を合理化すること。
  - (4) リンクサイトやインデックスサイトの著作権法上の責任を明らかにすること。
  - (5) 法定損害賠償金に加え、追加賠償金のようなその他の形の賠償金を導入することで、著作権者にもっと意味のある法的救済を提供する。これによって、被告に対する賠償金の算定に際して、ただ単に賠償の原理だけでなくその他の要素をも裁判所は考慮に入れることができるようになる。
- 7.2 2010 年までに 120.5 兆円に達する「ユビキタスネットワーク社会」または「U ジャパン」<sup>9</sup>の構築という目標を支援する、実行可能な著作権エコシステムを創造しようという日本政府のコミットメントに私どもは賞賛の気持ちを抱いており、上記に述べさせていただいたことが今後この目標を推進する上でお役に立つことを願いつつ、ここに謹んで私どもの意見を提出させていただくものである。

---

<sup>9</sup>総務省「情報通信白書平成 16 年版」

<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h16/pdf/index.html>

概要は

<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h16/summary/summary01.pdf>



## ○社団法人 日本民間放送連盟 コンテンツ問題特別部会

現在、インターネット上では、民間で対処可能なレベルをはるかに超える規模で大量の放送コンテンツが違法に出回っているため、正規市場の拡大が阻害され、民放事業者や多くの権利者が多大な経済的損害を被っている。

インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策は、正規コンテンツによる市場拡大、ひいては我が国経済の成長・発展につながる重要なものである。

政府として関係省庁が一体となり、インターネット上の著作権侵害の排除に向け、以下に申し述べる諸施策を講じるよう要望する。

論点(1)侵害コンテンツの迅速な削除を容易にする方策について、および(5)侵害コンテンツへ誘導するリンクサイトについて

動画投稿サイトへの放送コンテンツの違法アップロードについては、本来、サイト運営者が自らの責任と負担により監視・削除等の対策を行うべきであるが、実際は被害者である各民放事業者がコストを負担して、自社放送コンテンツの監視・削除要請を行っているのが現状である。しかし、違法アップロードは日々増大し続けており、中国など海外の動画投稿サイトは削除要請に応じないものもある。さらに、違法にアップロードされたコンテンツに誘導するサービス等を提供する「リンクサイト」など、類似サービスが続出する状況は、民放事業者の自助努力により対処し得る範囲をはるかに超えている。

このため、以下の施策が必要と考える。

- ・ プロバイダに対する技術的侵害防止措置導入の義務化とともに、より広範に結果責任を問えるようなプロバイダ責任制限法の見直し
- ・ 関係諸外国に対するインターネット上の違法コンテンツ対策強化の働きかけや、ネット上の侵害対策を含む「模倣品・海賊版拡散防止条約」(ACTA)の早期成立など、国家間での実効性のあるコンテンツ保護対策の推進
- ・ 違法コンテンツ投稿を未然に防ぐ技術・システムの開発・運用の推進
- ・ 侵害コンテンツへ誘導するリンクサイトに対する直接的な法的規制の検討

## ○社団法人日本レコード協会

現在、有料音楽配信売上の約90%は携帯電話向けの音楽配信であるが、正規の携帯電話向け音楽配信の「着うた」及び「着うたフル」のダウンロード回数が年間で約3億2,900万回であるのに対し、携帯電話による違法な音楽ファイルのダウンロード数は年間で約4億700万ファイルと推定されている(当協会2008年調査)。また、当協会他の2007年調査に基づく文化庁文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会報告書によると、ファイル交換ソフトを用いた違法な音楽ファイルのダウンロード数は年間で約5億300万ファイルと推定され、正規のパソコン向け音楽配信ダウンロード数(年間で約4,400万曲)の10倍を超える膨大な量となっている。このようにインターネット上での違法な音楽ファイルの流通は正規の音楽配信を大きく上回る規模となっており、音楽配信ビジネスの健全な成長の大きな障害となっている。こうした現状に対し、関係者及び関係官庁は一体となって、インターネット上での著作権侵害撲滅のために下記のような実効性のある対策を速やかに講じるべきである。

(1) 侵害コンテンツの迅速な削除を容易にする方策について

違法な音楽ファイルは日々大量にアップロードされており、アップロードの手口も巧妙化している実態がある。当協会では、携帯電話向けサイトで提供されている違法な音楽ファイルを探索し、2006年から約23万件の削除要請をプロバイダに対し行っている。しかしながら、これら大量の違法ファイルを権利者が網羅的に発見し、対策を講じることは既に限界に達しており、違法ファイルの事後的な削除だけでは侵害量の減少には繋がらず、権利保護の実効性を欠いているといわざるを得ない。一方、これら侵害コンテンツが蔵置される場を提供するプロバイダは、自らが管理するサーバに蔵置されるコンテンツの自主的監視を行う等の措置を講じることにより、侵害の

防止または迅速な権利侵害状態の解消を図ることが可能な立場にある。従って、かような一定のプロバイダに対して、著作権侵害行為を防止する措置を講じることを義務付け、この義務の履行を「プロバイダ責任制限法」における免責を受ける要件とするよう制度の見直しを行うべきである。

## (2) 権利侵害者の特定を容易にするための方策（発信者情報の開示）について

当協会は、音楽ファイルを違法にアップロードしている発信者の情報開示請求を 2005 年から実施しており、プロバイダの自発的な開示または訴訟による開示によって得られた情報に基づき、これまでに合計 17 名のユーザーに対して損害賠償金請求等の対応を行っている。しかしながら、発信者情報の開示請求から最終的に開示が得られるまでに半年かかる事例もあり、また、訴訟による開示を求める場合には権利行使のための証拠保全の対応が必要になるなど、権利侵害者の特定に相当の時間とコストがかかっている。かような状況を改善し、迅速な権利者の救済を可能にするため、「プロバイダ責任制限法」を見直し、以下の点を改善すべきである。① 発信者情報の開示請求に対するプロバイダの回答期限を法定する（請求から 6 週間以内の開示とすべきである）。② 発信者情報の開示に応じない場合のプロバイダ責任の免責要件（プロバイダ責任制限法第 4 条 4 項）を見直し、「故意・重過失がない場合」から「故意・過失がない場合」に変更する。

## 〇ビジネス ソフトウェア アライアンス

### 1 侵害コンテンツの迅速な削除を容易にする方策について

(1) プロバイダ責任制限法第 3 条に定めるように、プロバイダの実質的な認識（「権利侵害がある」と信じるに足りる相当な理由）を免責の根拠にするのではなく、米国著作権法 512 条に定めるノータイス・アンド・テークダウンを採用し、定められた方式での申出に基づき善意で行った迅速な削除を行えば権利者に対しても情報発信者に対しても責任を負わないとし、プロバイダがより迅速に削除を行うためのインセンティブを与えるべきである。

(2) プロバイダ責任制限法第 3 条 2 項 2 号では、侵害情報発信者に対して送信防止措置について同意するか否かの照会をしてから 7 日を経過しても送信防止措置に同意しない旨の申出がなかったときに、プロバイダを免責するとしているが、7 日間の待機期間を撤廃すべきである。オンラインで迅速に他人の権利を侵害した者につき、郵便により申出をするのに十分な時間を与えるために 7 日間の待機期間を置くことは、オンライン上の侵害についての対策というバランスを欠いていて、十分な対策と言えない状況である。

### 2 権利侵害者の特定を容易にするための方策（発信者情報の開示）について

プロバイダ責任制限法第 4 条は、発信者情報開示請求権を実体的請求権として定めたことについては意義があるが、実務上は、任意では開示されず、刑事手続に基づき、又は民事での裁判提起が必要とされる場合が非常に多い。しかし、オンライン上で日々侵害が継続していることを考えると、裁判手続は時間がかかりすぎ、有効な権利執行がなされていない状況である。従って、プロバイダが任意に開示できる場合についてガイドラインを充実させ、また、新しく難しい論点を含む事案については ADR を活用するなどして、迅速で意味のある開示手続を規定すべきである。

○社団法人 テレコムサービス協会

【はじめに】 当協会が、貴本部デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会（以下「専門調査会」）のヒヤリング（平成 20 年 10 月 14 日）にて、以下のとおりプロバイダを代表して発表した説明・意見を以下再掲する。専門調査会報告書「デジタル・ネット時代における知財制度のあり方について」（平成 20 年 11 月 27 日）に一部反映されているが、当時から現在まで、プロバイダとしての状況認識に差異はなく、したがって、特に意見に変更は無い。

A. 2001年にプロバイダ責任制限法を作る際、総務省、文化庁それぞれにおいてノーティスアンドテイクダウンの導入も含めて、ISPの責任の在り方について議論が行われたが、最終的には、裁判制度の違い等に鑑みノーティスアンドテイクダウンの導入は適当でないとの結論に至り、現在のプロバイダ責任制限法が立案された。

B. 損害賠償責任の範囲の見直すべきとの主張については、何らかの取組をしている場合など一定の要件を満たす者を免責するという議論はありうると思うが、現行法に問題があるからというのではなく、自主的取組をさらに促進する方法はないかという視点での議論だと考えている。また、法的課題、免責要件や効果の規定の仕方など、見直しにあたって検討すべき課題は多いと認識している。

C. 法の対象が明確であるべきというのは、ISP業界としてもその通りだと考えている。ただ米国においても、バイアコム(Viacom)とユーチューブ(YouTube)がDMCAの対象となるか否かについて訴訟していると聞いているが、どのような法を作ってもある程度は法の線引きの問題は残ってしまうもの。ISP団体としては特段現行法の条文が問題であると考えているわけではない。

D. 技術的な対策手段をとるべきとの主張については、法律で具体的な義務を規定し、幅広くISPにそのような義務を課すことは難しいのではないかと。標準的な水準の技術手段というのを定めるのは難しいし、技術についても変化・進歩していくものである。また、著作権についてのみ法律上特別な扱いをすることが望ましいことかどうか議論の余地がある。

E. 立法後はプロバイダ責任制限法に基づいて、各種ガイドラインが、ISP及び関係各社において作成されている。現在、ISP事業者と権利者は定期的に話し合いの場を持っており、ガイドライン等についての検討や情報交換を行っている。現在各種ガイドラインに基づいた運用が、各種事業者においてなされている。

F. これらを踏まえると、プロバイダ責任制限法の改正よりも、むしろ現行枠組みの延長線上で、各事業者の自主的取組を広げていくことを検討することが現実的である。よって、ISP事業者としては制度改正を望むものではなく、現行の制度で十分責任の明確化は達成できていると考えている。

【個別の論点について】

(1) 侵害コンテンツの迅速な削除を容易にする方策について

a. プロバイダ責任制限法の見直しについて

a-1 責任制限の拡大について 上記 B.のとおりに、プロバイダ責任制限法による損害賠償責任の制限に加えて、さらに明確な免責要件（セーフハーバー）を法定する価値はあるとは考える。たとえば、米国デジタルミレニアム著作権法（DMCA）のノーティス&テイクダウン制度（以下「米国 N&TD」）はセーフハーバーであり、その要件を満たせば、民事責任だけでなく、刑事責任についてもプロバイダを免責するし、仮に違法状態があったとしても要件を満たせば違法が発生した時点まで遡って免責するので、それらの点だけを取ってみれば一見プロバイダに有益であるように見えるが、後述のとおり実務上の弊害や問題がある。同時に、遡及免責、名誉棄損等の他の権利侵害との関係、刑事罰に関する免責を法定化すること等、様々な立法技術上の問題点があると認識している。また、現行の法制でセーフハーバーが無いために、プロバイダが知ることとなった著作権侵害データを削除することに躊躇している訳ではなく、結果として削除せず放置することとなる場合の多くは、権利者側からの削除要請における情報不足や不備が原因である。プロバイダ責任制限法著作権関係ガイドライン(平成 14 年 5 月)（以下「著作権ガイドライン」）にあるとおり、権利者側の本人性、著作権者であること、権利侵害であるとするデータの URL 等に

よる特定、著作権等侵害があること、著作権等の保護期間内であること、権利許諾していないことの確認がなされていれば、著作権ガイドラインの対象となる海賊版（著作物のまる写し）データ（以下「海賊版データ」）についてプロバイダが削除を躊躇することはない。プロバイダは、それらの要件が満たされれば、権利侵害していると信じるに足りる「相当の理由」があることとなり、削除しても発信者から免責される一方、条理に基づき削除等を行う作為義務を負っており、迅速な対応をしなければ作為義務違反による不法行為であるとして損害賠償責任を迫られることとなるからである。すなわち、上記E.にもあるとおり、著作権関係ガイドラインに忠実に削除要請が行われれば、少なくとも海賊版データについては米国N&TDが期待するような迅速な削除が行われることとなっている。「法に加えガイドラインが補完的な役割を果たすことにより、違法コンテンツは迅速に削除されるようになっている」（専門調査会報告書p18）のである。なお、米国のようにあらゆる権利者からの通知について一旦削除することがセーフハーバーとする法制になると、著作権ガイドラインでカバーしている海賊版データ以外の態様で、独立した著作物と評価可能なパロディであるかどうかについて当事者双方に言い分があるようなケースや、権利者と称してはいるが根拠が不足している削除要請についても形式上の要件を満たささえすれば、プロバイダとしては、一旦は削除せねばならず、ユーザの正当な表現の自由が脅かされる一方、プロバイダは結果的に免責されたとしても、双方の間にたって主張の受け渡しをせざるを得なくなる等、制度の誤用、濫用がなされるおそれが増えるので、そのコスト増大が懸念される。したがって、上記C.のとおり、プロバイダとしては特段現行法の条文が問題であると考えているわけではない。

a-2 技術的な対策手段について 上記D.にあるとおり、権利侵害データを探知し、事前に投稿を抑止したり、投稿直後に削除したりする技術的な対策手段の導入を法律で義務化するのには、進歩的な技術の採用を遅らせ、また立法技術上も困難であると考えられる。なお、DMCA 5 1 2条(i)(1)(B)項の定義である5 1 2条(i)(2)項にある、権利者とプロバイダがオープンでフェアで自主的に複数産業間の標準化プロセスにより採用された標準的な技術的手段であって（同項（A））、合理的で非差別的な条件で提示され（同項（B））、過大な費用がプロバイダに生じず、システムやネットワークに過大な負荷がかからない（同項（C））ような技術的な対策手段は現在存在しない。仮に、DMCAが規定するような標準的な技術的手段がないにもかかわらず一定の技術的手段の導入がセーフハーバーとされると、法的責任の有無が不安定・不明確な基準によって左右されることになり、法的安定性を著しく害することになる。また、セーフハーバーにより責任を確実に免れようとするプロバイダは、事実上、過剰な措置をとることを強いられ、事業の萎縮、または撤退を余儀なくさせるという弊害がある。なお、接続サービスを提供するプロバイダ（「アクセスプロバイダ」）が、あらゆるパケットを解析した上でコンテンツの投稿を事前抑止するのは、そもそも技術的に困難であるが、そのような技術的措置の導入を法律でセーフハーバーとしたり義務付けたりするのは、そもそも、電気通信事業法上の通信の秘密の侵害と抵触し、憲法上も通信の秘密や検閲の禁止に抵触する。

a-3 投稿直後の削除について 人的に監視する等により、ユーザによる投稿直後に著作権侵害データを自主的に削除する場合、そもそも比較参照するデータが権利者から提供されなければ、目視による判断に頼らずを得ず、確実な削除は期待できない。たとえば、わいせつ画像か否かの判断とは異なり、画面だけで元画像の著作権侵害を特定するのは困難であり、使われている音楽の権利侵害を把握することはさらに困難である。仮に権利者からの削除要請が無くとも、事後的監視により、権利侵害が判明したデータを削除することを、セーフハーバーとしたり、義務化したりすると、プロバイダは常にすべての著作権侵害データについて、権利侵害を知ることができたとされ、作為（削除）義務を負うとされかねない。すなわちあらゆる削除漏れの権利侵害データについて免責されないこととなるので、そのような施策については反対する。権利侵害データの具体的な削除ではなく、一定の要件で普段から投稿直後の削除作業をしていることがセーフハーバーの要件とされたとしても、要件を満たす立証は困難であり、セーフハーバーとして使える局面がほとんど無くメリットが無いと考える。

a-4 その他の法制について 米国著作権法（DMCA）5 1 2条(i)(1)(A)項のように、複数回権利侵

害をした顧客とは、契約解除する旨の方針をプロバイダが定め、普段から実施していることがセーフハーバーの要件とされたととしても、要件を満たす立証は困難であり、セーフハーバーとして使える局面がほとんど無いと考える。また、いわゆるスリーストライク制度等、権利侵害を複数回した利用者を以後ネット接続させないとするような法制について諸外国で検討されているが、ユーザがネットワークを通じて表現する自由という基本的人権を損なう立法は、憲法上問題である。そもそも、刑務所に収監するなら格別、ネット接続の手段のすべてを禁止するのは日本では現実的でない。アクセスプロバイダが接続契約を一定の要件で解除しても、他のアクセスプロバイダと契約すればよいし、ネットカフェやホテルインターネット等、他にも多様な接続手段があるからである。ところで、電気通信関係4団体は、違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項（以下「モデル条項」）を定め、ユーザによる著作権や商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為を禁止し、違反した場合には、プロバイダが、情報の閲覧停止、削除または利用停止措置を講じること、指定する期間内に権利侵害状態を解消または是正しない場合は、無催告で利用契約を解約できること、を明記し標準的約定として推奨している。事実、動画投稿サービスや、ホームページやブログサービス等の上位サービスを提供しているプロバイダが、著作権ガイドラインに基づく削除請求等により、著作権侵害が確実と考えられる場合には、モデル条項に従い、ファイル、記事、ページ単位での閲覧停止や削除、上位サービスの利用アカウントの停止や解除をすることは多いと考える。一方、アクセスプロバイダの利用者が、外部の上位サービスやP2Pにより権利侵害をしたことが仮に明らかとなったとしても、そのことでただちに接続契約を解除するかどうかは、各アクセスプロバイダの方針による。接続契約の解除は、当該権利侵害以外の合法的な利用も制約することとなるから、多くのアクセスプロバイダは慎重な対応をしているものと思われる。仮に、複数回の権利侵害者のプロバイダによる遮断がセーフハーバーとされたり、義務付けられたりすると、ユーザの表現の自由を損う萎縮効果もさることながら、実務上も、本来、裁量の余地があるべき契約関係にもとづく措置が硬直化することになること、逆に確実な実施のための顧客データベース改造等のシステム投資や運用コストの増大を招き、それだけでプロバイダの運営に支障をきたし、事業の萎縮、または撤退を余儀なくさせるおそれがあると考えられる。

b. 自主的取り組みの拡大について 上記 B.、C.、E.、F.のとおり、プロバイダ<sup>6</sup>としては特段現行法の条文が問題であると考えているわけではなく、侵害コンテンツの迅速な削除を促すためには、拙速な法改正をせず、現行の自主的取り組みの延長線上で、権利者団体とプロバイダの自主的取り組みを拡大していくことが現実的である。

## （2）権利侵害者の特定を容易にするための方策（発信者情報の開示）について

a. 権利者側からの発信者情報開示請求の実態について 現在、著作権の権利者からの発信者情報開示請求は少ない。専門調査会報告書注 21 にあるとおり、迅速に発信者情報の開示を受けたとしても、そもそも個々の権利侵害による損害賠償を追及すること自体を非効率であると権利者側は認識しているのではないかと考えられる。まずは、著作権侵害データをアップロードすることにより、発信者情報開示請求を受け、民事的にも責任を追及される可能性があることの周知・啓発を民間の自主的取り組みとして行うことが重要である。

b. ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会（CCIF）の活動について 平成 20 年 5 月に権利者団体と ISP 事業者団体等で設立されたファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会（CCIF）では、権利者団体が著作権等侵害であると確認したコンテンツを共有（公開）している Winny ユーザーに対し、権利者団体から ISP へ啓発メールの送付を要請し、ISP がメール送付を行う取り組みの実証を終え、まもなく本格開始する予定である。Winny により著作権侵害データを放流（アップロード）した者を特定できるツールを CCIF が技術的に検証し、認定した上で権利者団体が利用しているのである。

c. 発信者情報開示ガイドラインについて プロバイダ責任制限法発信者情報開示ガイドライン（平成 19 年 2 月）（以下「発信者ガイドライン」）においては、海賊版データの発信者情報について速やかに裁判外で開示できる仕組みが整備されている。これまで P2P による権利侵害については、裁判外で発信者情報開示ができる局面が少ないことが課題とされてきたが、CCIF 認定のツール

によりWinnyc他のP2Pによる著作権侵害データの発信者が特定された場合には、発信者情報開示ガイドラインにもとづく裁判外での開示が促進されることが期待できる。

## ○社団法人電気通信事業者協会

### <総論>

このたびは、「インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策に関する調査へのご協力をお願い」として、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策の在り方につきましては、プロバイダ責任制限法及び同法ガイドラインに基づく運用がなされている背景・実態を踏まえ、著作権侵害コンテンツによるビジネス機会の損失を解決する事によって、我が国の国民全ての権利である表現の自由や通信の秘密を侵害する事とならないよう、慎重かつ広く議論する事が必要と考えます。

### <各論>

電気通信の悪用による著作権侵害問題が大きくなっている点は、意見募集に記載された趣旨のとおりと理解しております。

#### (1) 侵害コンテンツの迅速な削除を容易にする方策について

仮に、ネットワーク内を流通する電気通信の情報を監視・検閲し侵害コンテンツを削除するといった侵害防止措置を、電気通信事業者に義務付けるとすれば、ネットワークシステムへの負荷に鑑みて数千万のユーザの全トラフィックの監視は現実的ではないうえ、我が国国民に与えられた表現の自由や通信の秘密等の権利を害する大きな問題であり、考え方と致しましても、一部の侵害者を取り締まるための負担を多数の一般的電気通信サービス利用者に求める事となれば、受益者負担の原則・公平性を失する点でも問題であります。

#### (2) 権利侵害者の特定を容易にするための方策（発信者情報の開示）について

発信者情報の開示については、プロバイダ責任制限法及び権利者団体、電気通信事業者、文化庁及び総務省等の関係者により協議・策定された同法ガイドラインにより、「権利の侵害が明らか」といえることが開示関係役務提供者において確認できる場合に、発信者の意見を聞いたうえで発信者情報を開示出来ることとなっております。又、発信者が開示に同意しない場合であっても、権利侵害が明白であるとき（著作物がそのまま転載されている等）は開示が出来ることとなっております。

ところで、現状におきまして発信者情報の開示が積極的になされないとの意見があるかと思えます。

しかしながら、我々電気通信事業者は、憲法による表現の自由及び通信の秘密、これを踏まえた電気通信事業法において、通信の秘密の保護及び検閲の禁止を求められております。個々の通信に於ける発信者情報は、通信の秘密の保護の対象となるものであり、一度誤って開示されてしまえば原状回復が不可能ですから、その取扱いには慎重さが求められるべきものです。また、電気通信事業者は中間者（電気通信を媒介するに過ぎない。）であり、権利侵害の有無を判断出来る立場にありません。そのため、裁判外で発信者情報を開示することに慎重にならざるを得ないという事情があります。

そうした事情の中で、より適切で迅速な発信者情報の開示を進めるためには、ガイドラインの充実等の取組が重要と考えます。

### <結び>

以上により、本件につきましては、これ迄様々な場で議論されて来た経緯や、これを踏まえた法規・ガイドラインによる運用がなされている実態を踏まえ、意見募集にあります「現行の対策に対する評価、現行の対策を行ううえで問題となっている事例や考えられる改善策」の検討に当たっては、慎重かつ広く議論する事が必要と考えます。

## ○社団法人電子情報技術産業協会 法務・知的財産権運営委員会

論 点：

- (1) 侵害コンテンツの迅速な削除を容易にする方策について
- (2) 権利侵害者の特定を容易にするための方策（発信者情報の開示）について

意 見：

(1) 権利侵害コンテンツの削除は、著作権侵害に限らず、権利者団体とプロバイダ関係団体が設立したプロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会の制定したガイドラインに則って対応することとしている。

現行の制度で十分責任の明確化は達成できていると考える。また、侵害コンテンツの迅速な削除を促すためには、現行の自主的取り組みの延長線上で、権利者団体とプロバイダの自主的取り組みを拡大していくことが現実的と考える。

(2) (1)と同様、発信者情報開示関係ガイドラインに則って対応することとしている。プロバイダを含む関係者による現行の制度の周知・啓発などを自主的取り組みとして行うことが重要と考える。

## ○社団法人日本インターネットプロバイダー協会

- (1) 侵害コンテンツの迅速な削除を容易にする方策について

(現行の対策に対する評価、現行の対策を行う上で問題となっている事例や考えられる改善策等) 著作権を侵害するコンテンツをめぐる問題については、2002年に施行されたプロバイダ責任制限法（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律）第3条各項、および「プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会」が策定した「プロバイダ責任制限法著作権関係ガイドライン」により、著作権の保護と、発信者の権利の調整が図られているところです。この検討協議会には、構成員として権利者団体（コンピュータソフトウェア著作権協会、日本音楽著作権協会など）に加え、オブザーバとして総務省および文化庁にもご参加いただいているところであり、権利者の立場に十分配慮した経緯で策定されております。現行制度においては、著作権侵害コンテンツが蔵置されているサーバ（典型的には、ホスティングサービスや、ISPのサービスに付随する利用者用webサーバなど）の管理者は、「情報の流通によって他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由があったとき」は、送信防止措置を行ったことにより発信者に生じた損害を賠償する責任がないとされ、実際にも、権利者から送信防止措置の要請があったときは、当該措置が可能である限り、速やかに応じられています。

しかしながら、現行の枠組みにおいて対応が困難な事例の多くは、ファイル共有ソフトウェアによるP2P通信を悪用した違法なファイル交換であるものと考えられ、この場合はそもそもファイルが利用者宅のコンピュータに蔵置されていることから、ファイルの削除を行うことは不可能です。また、経由するISP事業者において権利侵害の事実を確認する手段がないため、アクセス回線の提供拒否による送信防止措置も困難といえます。仮にファイルの存在をISP事業者が確認せずにアクセス回線の提供拒否を行うとすれば、権利者側の申し立てだけで利用者への役務提供拒否を行うことになりかねず、非常に大きな問題があるといえます。

現在の議論や諸外国の法制によると、わが国においても(1)実質的に削除等を義務付けるような法制度 (2)ノーティス・アンド・テイクダウン (3)技術的侵害防止措置の導入 (4)スリーストライクのような制度への期待が権利者サイドを中心に起こりうる場所、これら枠組みの導入には問題も多いことについてご理解いただきたいと思います。

まず、(1)実質的に削除等を義務付けるような法制度については、現行のプロバイダ責任制限法第3条1項においても、送信防止措置が技術的に可能である場合において、権利侵害の事実を「知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるとき」は同法による免責が及ばない結果、特

定電気通信役務提供者に過失があれば、民法上の責任を負うものとされています。その結果、現行法の枠組みであっても、違法な侵害であることが権利者から通知され、その事実が事業者において容易に確認できるものについては、ガイドラインに基づき速やかに削除等を行うこととなっています。仮にこれを大きく上回る制度（さらに送信防止措置を行うべき方向の義務付け）となれば、各事業者における事前の過度な抑制や、利用者においても、著作権法上自由であるはずの引用等についてまで、表現の萎縮が働きかねないと考えられます。

(2)の「ノーティス・アンド・テイクダウン」については、現行法の枠組みおよびそのガイドラインにおいて、権利者団体等を「信頼性確認団体」に指定し、当該団体から権利侵害の通知があった場合は、権利侵害の事実が確認できたものとして取り扱われており、速やかに削除等が行われているところであり、既に実質的に「ノーティス・アンド・テイクダウン」に相当する仕組みが確立しているところです。

(3)の技術的侵害防止措置の導入については、そもそも現在対応が難しいP2P通信に有効な手段が考えにくいばかりか、特定電気通信役務提供者の規模もYouTubeのような事業者から自作のプログラムで掲示板を運営する個人まで実にさまざまであり、現行のプロバイダ責任制限法ガイドラインの運用状況に鑑みれば、これら多様な特定電気通信役務提供者の負担を伴ってまで義務付けるようなものではないと考えられます。

最後に(4)の「スリーストライク」については、i)現行制度上、名誉毀損やプライバシー侵害等の違法行為を繰り返し行った利用者であっても、業界横断的に接続サービスから排除するしくみは成立していないし、電気通信事業法で定める「利用の公平」との抵触のおそれがある ii)権利者の申し出のみでISP事業者が警告や役務提供拒否を行うことは、特に利用者が事実関係を否認するような場合において、適正手続き確保が困難 iii)わが国には多数のISP事業者が存在し、契約関係や加入手続きもさまざまであるため、実効性に疑問 iv)ブロードバンドサービスにおいては、1世帯に1つの契約が行われることが通例であるため、責任の追及が個人でなく実質的に世帯に及ぶ可能性がある などの点で、問題が多いものと考えられます。

結局のところ、各事業者の取り組みを促す法制度は現行のプロバイダ責任制限法の枠組みを活用したものとすべきであって、それを上回る形での義務付けは困難であると考えられます。

## (2) 権利侵害者の特定を容易にするための方策（発信者情報の開示）について

（現行の対策に対する評価、現行の対策を行う上で問題となっている事例や考えられる改善策等）個別の通信の発信者情報は通信の秘密の根幹をなすものであり、発信者情報の取扱いには慎重さが求められます。法律上も通信の秘密は一般の個人情報よりも重要な秘密として扱われており、その保護に対する国民の期待も非常に大きなものです。既にwebページやP2P通信での情報流通による権利侵害については、プロバイダ責任制限法第4条によりその枠組みが定められており、発信者情報の取扱いについて、第3条よりも慎重な対応を促す内容となっています。また、同法第3条と同様、権利者団体および総務省・文化庁にも参加いただいた上、「プロバイダ責任制限法 発信者情報開示関係ガイドライン」を策定・運用しているところです。発信者情報は一度誤って開示されてしまえば、その原状回復が不可能であり、そのためにも手続きの確保が非常に重要になります。現行の枠組みでは、「権利の侵害が明らか」といえることが開示関係役務提供者（ISP事業者等）において確認できる場合に、発信者(利用者)の意見を聞いたうえで、発信者情報を開示できることになっています。また発信者が開示に同意しない場合であっても、著作物をそのままアップロードしている場合のように、権利侵害が明白である場合には、既に開示関係役務提供者において開示ができることとなっています。しかし、例えばP2P通信の情報流通のように、経由ISP事業者が権利侵害の事実を確認する方法がなく、利用者への意見聴取において事実関係を否認するような事例においてまで、経由ISPが発信者情報を任意開示できるような制度は考えにくいと考えられます。



## ○社団法人 日本ケーブルテレビ連盟

### (1) 侵害コンテンツの迅速な削除を容易にする方策について

弊連盟では、「ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会」に参加し、ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害に対し、権利者からの要請に基づき、ISP が当該要請通知を発信者に発信する流れについて定め、ファイル共有ソフトによる著作権侵害が違法行為であることの周知啓発を図り、インターネットの適正な利用を促進することを目標として、活動を進めております。つきましては、現在、取り組み中であり「ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策」により、一定の抑止効果が期待されますので、改めての方策は要しないものと考えております。

## ○ヤフー株式会社

### (1) 侵害コンテンツの迅速な削除を容易にする方策について

侵害コンテンツの迅速な削除については、プロバイダ責任制限法が効果的に運用され一定の成果を挙げており、現状において特段の問題は生じていないと認識している。かかる観点から、著作権法に単に権利者からの通知に基づく削除を導入するなどの方策を採用することは害があると考え、本来の DMCA の規定するノーティス・アンド・テイクダウンを導入する形態のものを導入するのであれば以下のとおり一定の有用性もあると考える。

(1-1) 適切な通知 迅速な削除を容易化し、促進していくためには、1：権利者であること、2：権利侵害が生じていること、3：侵害コンテンツの特定が、真実かつ適切にプロバイダに通知される必要がある。即座に削除をすることができないケースは、主として、提出された削除申請が、権利者からのものであるかどうか不明であったり、権利侵害の有無が不明であったり、侵害コンテンツが特定できないなど、手続上の担保がなされていないために、要件の把握ができないケースがほとんどである。したがって、真実かつ適切な通知がプロバイダに確実に届く仕組みを手続保障ができるような制度に見直す必要がある。

(1-2) ノーティス・アンド・テイクダウン手続 迅速な削除を促進していく方策として、米国型のノーティス・アンド・テイクダウン手続の導入があげられると述べたが、米国におけるノーティス・アンド・テイクダウンは裁判所の関与などの手続保障がされているものであり、以下の規定が含まれていることが重要である。【1】 厳格な通知の要件（著作権のある著作物の特定、除去されるべきである素材の特定、プロバイダが素材の所在を確認する上で合理的に十分な情報、通知に記載された情報は正確である旨の陳述等を記載した書面を、プロバイダに送付する必要。512条(c)）【2】 権利者が、著作権侵害にあたる旨、故意に重大な不実の表示を行った場合は、プロバイダに対して損害賠償責任を負う（512条(f)）。【3】 発信者から反対通知があった場合には、プロバイダは除去された素材およびアクセスを復活するなどの措置をとる（512条(g)）。また、米国は、判例法主義をとっており、日本の法制とは大きく異なるため、判例を無視して単に DMCA の規定のみを導入することは、片手落ちであるといわざるを得ないため、これまでのノーティス・アンド・テイクダウンに関連する判例もまた調査検討する必要がある。

(1-3) カラオケ法理 さらに、日本においてはカラオケ法理の適用範囲が極めて広いため、カラオケ法理を放置したまま、仮にノーティス・アンド・テイクダウン手続を導入する場合には、プロバイダはノーティス・アンド・テイクダウンを実施してもセーフハーバーが有効に機能するかどうか不明であるという状態がもたらされる。したがって、ノーティス・アンド・テイクダウン手続を導入する場合には、明文をもってカラオケ法理を排除する必要がある。

(1-4) 侵害防止措置の義務付け 安易に削除の容易性を追求し、プロバイダに事前監視や技術的手段導入など侵害防止措置を義務付ける方策は、有効性に疑問がある。ノーティス・アンド・

テイクダウンなどの削除手続は権利者による権利行使を迅速に図る制度であるというのが重要な側面であって、権利者による権利行使なくして適切な対応をプロバイダに求めることができないということを十分に認識する必要がある。なお、米国においても、侵害防止措置や監視義務をプロバイダに課しておらず、また、何らかの標準技術が存するわけでもない。権利者と事業者の対話が進み、その結果、事業者が自主的に方策を導入して解決を図っているのである。

## (2) 権利侵害者の特定を容易にするための方策（発信者情報の開示）について

発信者情報の開示については、(1)と同様に、現状、特段の問題はなく、何らかの新たな方策は必要ないと考える。仮に、DMCAに規定する発信者情報開示制度を導入するのであれば、書記官（Clark）が情報開示命令（Subpoena）を発行するなどの手続も含めて導入すべきである。また、ノーティス・アンド・テイクダウン手続と相俟って、プロバイダに対して、適切な免責（Safe Harbor）を与えるべきである。

## その他団体

### ○一般社団法人インターネットユーザー協会

#### (1) 侵害コンテンツの迅速な削除を容易にする方策について

一般に権利侵害コンテンツとひとくくりにされる Web 上のコンテンツは、実際には、著作者が他の著作権者に無許諾で公開したり、著作権者が自らの利益になるまたは余計な権利許諾コストの発生を望まない等の理由で黙認したり、あるいは権利侵害として対応したりと、様々な状況下にあることが考えられる。そのような現状において、「侵害コンテンツ」の削除が社会的に認められるのは、権利者が明示的に無許諾の権利侵害を認めないとしている場合のみである。権利侵害の迅速な救済を認めるための手段として、商用または非商用コンテンツの著作権に関する「二階建て」制度案や、各種の「デジタルコンテンツ流通促進法制」案が、これまでの知財本部や文化庁宛のパブリックコメントにおいて提案されている。これらは、単に権利者の都合に合わせて均衡を欠いたような案ではなく、公正な著作権制度の実現を目的とした深い考察に基づくものである。これらの法制度案によってこそ、権利侵害の迅速かつ公正な救済を実現すべきであると、わたしたちは考える。さらに権利者と称するものが削除要請を行なったとしても、サービス運営者にはそれが本当にコンテンツの権利を所有する者なのかを確認する術がなく、安易な削除が逆に公開を容認するという意志を持った著作者の権利を侵害することにもなりかねない懸念もある。権利者と一口に言っても、著作者以外にも複製権を持つ著作隣接権者、著作権管理団体などがあり、それらの間で明確な意思統一が行なわれていないケースもある。また、現行法の下でも、権利情報の誤信に基づいて、一般ネットユーザーの公開した著作物が正当な理由なくコンテンツプロバイダに削除される事件が発生し社会問題となっていることを考えれば、むしろコンテンツの安易な削除が行われないような制度こそが求められているのではないかと考える。

#### (2) 権利侵害者の特定を容易にするための方策（発信者情報の開示）について

発信者情報開示というものは、「個人情報保護」「プライバシー保護」「通信の秘密」の観点から、安易に認められるべきものではない。そのため、権利侵害等への対応を可能にしつつ、衝突する法益とのバランスを考え、プロバイダ責任制限法が既に規定されている。現行同法の下ですらプロバイダやサービス事業者にとってのリスクが大きく、責任制限の要件に対応できない事業者は、発信者情報開示へ安易に応じがちである。要件がさらに厳しくなりリスクが増大すれば、事業の円滑な遂行に支障をきたし、新規参入や公正な市場競争を難しくするばかりか、イノベーションの大きな阻害要因となりかねない。結果的に一般消費者の権利の侵害や負担増をもたらすことに繋がり、一方で著作権者を利するのみである。現行法の規定を遵守し、個人の権利を維持することが重要である。著作権制度に法的安定性をもたらす、わが国の知財・産業を発展させるためには、わが国の著作権法にも、米国デジタルミレニアム著作権法（DMCA）における免責事項に類する規定を導入すべきであると、わたしたちは考える。

### ○日本知的財産協会 デジタルコンテンツ委員会

#### (1) 侵害コンテンツの迅速な削除を容易にする方策について

プロバイダ責任制限法については、プロバイダ側に権利侵害か否かの判断リスクを負わせている点で、ノーティス・アンド・テイクダウン手続ならびにセーフハーバーを定める米国著作権法の DMCA (Digital Millennium Copyright Act) と比して、侵害コンテンツの削除の迅速化、容易化が図れないおそれがあるとの意見がある。しかしながら、権利者とプロバイダは、協議のうえ自主的な取り組みとして「プロバイダ責任制限法 著作権関係ガイドライン」を定めており、プロバイダは、これに基づき侵害コンテンツの迅速な削除に努めている。すなわち、現状では、運用により上記リスクをうまく補完して一定の成果を上げているところである。したがって、侵害コンテンツの削除の迅速化、容易化に関しては、引き続き民間の協議により上記著作権関係

ガイドラインを適宜改定する等、現在の枠組みの中で自主的取組を継続・発展させていくことが効果的であると思われる。また、新たな方策の検討に際しては、まずはプロバイダ責任制限法下の現在の運用の実効性を適切に評価し、慎重に検討すべきであり、拙速に法改正を行うなどの結論を導くべきではないと考える。なお、プロバイダに対する侵害防止措置の導入義務付けについては反対である。たとえば、侵害コンテンツを探知して事前に投稿を抑止したり、投稿直後に削除したりするような一定の技術的手段の導入を、法律でプロバイダの義務とするべきではない。このような義務付けは、プロバイダにとって過大な負担となるだけでなく、システム負荷等により適法コンテンツの流通にも支障を与えるおそれがあり、産業政策上問題である。また、技術的手段を導入しても当該技術的手段を回避するための手法が生み出されることが常であり、技術的手段の導入では問題の解決に至らないのではないかと危惧する。

## (2) 権利侵害者の特定を容易にするための方策（発信者情報の開示）について

発信者情報開示に関しては、プロバイダ責任制限法において、権利侵害が明らかである場合には、発信者情報を開示できることとされており、「プロバイダ責任制限法 発信者情報開示関係ガイドライン」に基づいた運用が行われているところである。個別の通信の発信者情報は通信の秘密の根幹をなすものであり、一度誤って開示されてしまえば、原状回復が不可能であるから、その取扱いには慎重さが求められる。そのような観点から、現行法の枠組みについては特に問題ないものと考えられる。

## ○日本弁理士会

### 1. 侵害コンテンツの迅速な削除を容易にする方策について

プロバイダーの多くが「notice and take down」の原則にしたがってのみ削除をしており、それ以上の方策を用いない。一度 notice して take down されたコンテンツについては、プロバイダー側に今後とも監視し、必要であれば削除をするよう義務付けるべき。現状は、コンテンツホルダーに過剰なまでの義務を負わせすぎであり、コンテンツ産業の健全な発展を妨げている。

### 2. 権利侵害者の特定を容易にするための方策（発信者情報の開示）について

著作権侵害については、発信者開示の手続をより簡易なものにすべきである。即ち、著作権者である企業が ISP に対して自己の著作物の侵害品（海賊版）がアップロードされている旨を主張しても、ISP が容易に信用しないことがある。その場合、当該企業は所属の信頼性確認団体に当該企業の著作物であること及びアップロードされているものが海賊版であることを証明してもらっている。この信頼性確認団体の権限を拡大して、当該団体が著作権侵害であると認める発信者については、ISP が発信者情報を開示する等の制度を導入すべきである。